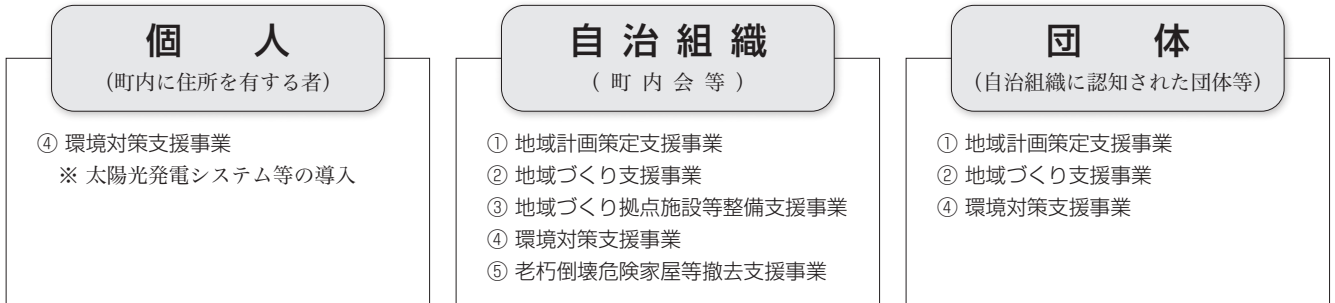


◆まちづくりを応援します!

～美波町地域づくり推進事業～

美波町地域づくり推進事業は、自治組織・地域住民が中心となって組織する団体及び住民等が自発的かつ積極的に取り組む地域づくり活動に要する経費に対し補助金を交付し、それぞれの地域における住民等の地域づくりを支援することを通じて町の持続的発展に寄与することを目的としています。



1. 事業の内容について

① 地域計画策定支援事業

- ・ 補助対象…………… 自治組織及びその連合体、団体
- ・ 事業内容…………… 地域の持続及び活性化を目的として、実施が見込まれる中・長期的な計画策定に要する経費に対する助成
- ・ 補助金額…………… 上限20万円(1地域原則1回限り、計画的に複数年使用も可)
- ・ 事業例…………… 講演会の開催、視察研修等
※この事業を活用せずに、独自で計画を策定してもかまいません。

② 地域づくり支援事業

- ・ 補助対象…………… 自治組織及びその連合体、団体
- ・ 事業内容…………… 自主的な地域づくり活動に要する経費に対する助成
- ・ 補助金額…………… 事業費の1/2以下、上限100万円(下限額5万円)
※他の補助金・参加費等の収入がある場合、その額を除く
- ・ 補助メニュー… ①研修会・学習会等の開催 ②都市・地域間交流促進事業
③教育の推進活動 ④文化の推進活動
⑤福祉の推進活動 ⑥防災に関する事業
⑦防犯に関する事業 ⑧スポーツ促進事業
⑨健康づくり推進事業 ⑩生活環境、景観等の維持保全活動
⑪コミュニティビジネス育成事業 ⑫その他審査機関が必要と認める事業
- ・ 条件…………… 営利を目的としないこと
特定の個人、政治団体、宗教団体、営利団体の宣伝等を目的としないこと
地域計画との関連性及び事業効果が明確であること
- ・ 事業例…………… 地域イベントの開催、史跡看板の設置、設備備品の整備等

③ 地域づくり拠点施設等整備支援事業

- ・ 補助対象…………… 自治組織及びその連合体
- ・ 事業内容…………… 地域づくりの拠点となる施設(地域づくり拠点施設、地域防災施設等)を整備する事業
- ・ 補助メニュー… ①施設の新設及び増改築
②当該施設に関する設備の設置及び修繕
③規則で定める備品(神輿、かき太鼓、だんじり、関船)
- ・ 補助金額… 事業費の2/3以下、上限300万円
①及び②の事業において、国・県等の補助を受ける場合、補助金控除後の2/3
③の事業において、国・県等の補助を受ける場合、該当補助金額を差し引いた残額
- ・ 条件…………… 営利を目的としないこと
事業実施主体が管理・運営を行うこと
神社、仏閣等宗教施設は除く
5カ年以上活用することを町と当事者が協定を締結すること
- ・ 事業例…………… コミュニティセンターの改修等